

# 大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金交付要綱

(平成29年8月21日告示第150号)

改正 平成30年3月30日告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井国体、東京オリンピック及び北陸新幹線県内延伸に向けて増加する市外及び海外からの観光客の消費喚起を図るため、飲食料品小売業等におけるICクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ICクレジットカード ICクレジットカード会社等が発行するクレジットカードで、ICチップが埋め込まれ、かつ、暗証番号を入力することで本人確認ができるものをいう。
- (2) 電子マネー 非接触型のICカード技術を用いた決済手段で、カードタイプのものをいう。
- (3) ふるさと県民カード 県が「ふるさと県民カード」として認定したカードをいう。
- (4) ICカード決済端末機 ICクレジットカード及び電子マネーの決済のために必要な機器類をいう。
- (5) 個店 商業的な活動を行うための建物若しくは商品又はサービスを提供する場所で、チェーン店を除く店舗をいう。
- (6) チェーン店 単一資本で11店舗以上の店舗を直接管理運営する飲食料品小売業等又は飲食業の形態をいう。
- (7) 小規模事業者 常時使用する従業員の数が50人以下の事業者をいう。
- (8) 飲食料品小売業等 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる業種のうち、「各種商品小売業（大分類Iの中分類56）」、「織物・衣服・身の回り品小売業（大分類Iの中分類57）」、「飲食料品小売業（大分類Iの中分類58）」又は「その他の小売業（大分類Iの中分類6

0)」に分類されるもののうち次のいずれかを行う事業をいう。

ア 観光客向けに商品等の販売を行っている事業

イ ふくい伝統工芸品（国が指定する伝統的工芸品又は県が指定する郷土工芸品）の販売を行っている事業

ウ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に基づく認定を受けた中小企業地域資源活用プログラムにより福井県が認定する地域産業資源を使用又は活用した商品の販売を行っている事業

(9) 宿泊業 日本標準産業分類に掲げる「宿泊業（大分類Mの中分類75）」に分類されるもののうち「下宿業（小分類753）」又は「その他の宿泊業（小分類759）」を除く事業

(10) 飲食業 日本標準産業分類に掲げる「飲食店（大分類Mの中分類76）」に分類されるもののうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ（小分類766）」を除く事業及び「持ち帰り・配達飲食サービス業（大分類Mの中分類77）」に分類される事業

(11) タクシー業 日本標準産業分類に掲げる「道路旅客運送業（大分類Hの中分類43）」に分類されるもののうち「一般乗用旅客自動車運送業（小分類432）」を行う事業

（補助対象者）

第3条 この補助の対象となる者は、前条第8号から第11号までの事業を営む者（これから営もうとする者を含む。）でICクレジットカード及び電子マネーの決済端末機を整備しようとするもののうち次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 市内に住民登録がある個人又は市内に本社を有する法人で、市内に店舗を所有し、又は賃借して営業している小規模事業者であること。

(2) 関係する法令等に違反していないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助要件については別表に定めるとおりとし、

補助金については予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ICカード等決済端末機整備内容(様式第1号別紙)

(2) 整備しようとするICカード決済端末機の見積書

(3) 補助対象者の納税証明書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金に係る交付指令書(様式第2号。第10条において「指令書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、ICカード決済端末機を整備したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ICカード等決済端末機 整備内容(実績)(様式第3号別紙)

(2) 整備に要する経費を証する書面(請求書及び領収書(写し))

(3) 写真(カードリーダー等設置前後の状況が分かるもの)

(現地調査等)

第8条 市長は、前条に基づく実績報告書の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(交付決定等の取消し等)

第9条 市長は、補助対象者が補助金の交付の決定の内容、交付決定に付した条件、交付要綱又は関係法令に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による交付の決定の取消しを行ったときは、大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金に係る交付決定取消の通知書(様式第4号)によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、第1項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市小規模事業者キャッシュレス決済端末機整備補助金請求書(様式第5号)に指令書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年告示第131号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

<p>1 補助対象経費</p>	<p>(種類)</p> <p>ICクレジットカード及び電子マネーの決済端末機の整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICクレジットカード決済端末本体</li> <li>・ 暗証番号入力用のキーパッド</li> <li>・ 電子マネー決済用の非接触リーダライタ等</li> </ul> <p>※通信回線の整備、ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費に要する経費、支払いに係る振込手数料は対象外とする。</p> <p>(限度額)</p> <p>12万円</p>
<p>2 補助率</p>	<p>補助対象経費の2/3</p>
<p>3 補助要件</p>	<p>(1) 導入する機器においては、次のすべての決済が可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、Amex、銀聯など、国内だけでなく海外においても広く利用されているクレジットカードによる支払い(1社以上)</li> <li>・ 全国で相互利用ができる交通系の電子マネーの支払い(1社以上)</li> <li>・ ふるさと県民カードのQUICPayによる支払い</li> </ul> <p>(2) 導入する機器は新品とする。(中古は補助対象外とする。)</p>